

町長あいさつ



町長
武広 勇平

幕末佐賀藩の重臣だった鍋島夏雲^{かづん}が当時の情勢などを書き記した「鍋島夏雲日記」の活字化を行いました。

鍋島夏雲は、下津毛の納富鍋島家の当主として鍋島直正公の側近筆頭を30年仕え、藩内外の情報に精通していた人物です。

直正公の「先憂後楽」の軌跡や藩のトップシークレットが満載された幕末の日本史研究者にとって垂涎の情報なぜか、これまで活字化されていなかったそうです。

「ペリーがイライラしている」「西郷隆盛が上京」「勝海舟が佐賀藩と幕府の仲介」等のエピソードも記され、藩内外のさまざまな動きをタイムリーに集めていたことがわかります。



「鍋島は一代交わし」という諺がありますが、これは財政が一代交代で余裕があったり、赤字になったりという意味だそうです。多額の負債のリスクを背負って藩財政の建て直しを託された16歳当時の直正公の所信も記されています。

日記には「下津毛」の地名も出てきます。米に虫がつく病気や水害を気にかける様子が伺えるそうです。

図書館に収蔵しておりますので、興味のある方は是非ご覧ください。

納期限のお知らせ

今月の納期限及び口座振替日

(7月1日)

- ・町県民税 1期
- ・国民健康保険税 1期

※納期限は、各納期月の末日（12月は12月25日）です。

末日が土曜・日曜・祝日及び振替休日ときは、次の平日が納期限となります。

税金は、納期限内に納めましょう。

納期限内に納めないと**督促**や**催告**をうけたり、**延滞金**が加算される場合があります。

☎税務課 ☎52-7411

(課税に関すること 担当：橋本)

(収納に関すること 担当：中島)

[上峰町税の納期限]

税 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町 県 民 税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

元号の読替えについて（お願い）

☎税務課 課税係 ☎52-7411

新元号が施行されたことに伴い、固定資産税納税通知書、軽自動車税納税通知書、町県民税納税通知書、国民健康保険税納税通知書及び納付書中「平成31年度」と表記があるものは、「令和元年度」と読替えていただきますようお願いいたします。

なお、旧元号の表記による法律上の効果は、変わらないとされておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

住民票等各種証明書のコンビニ交付サービスのご案内

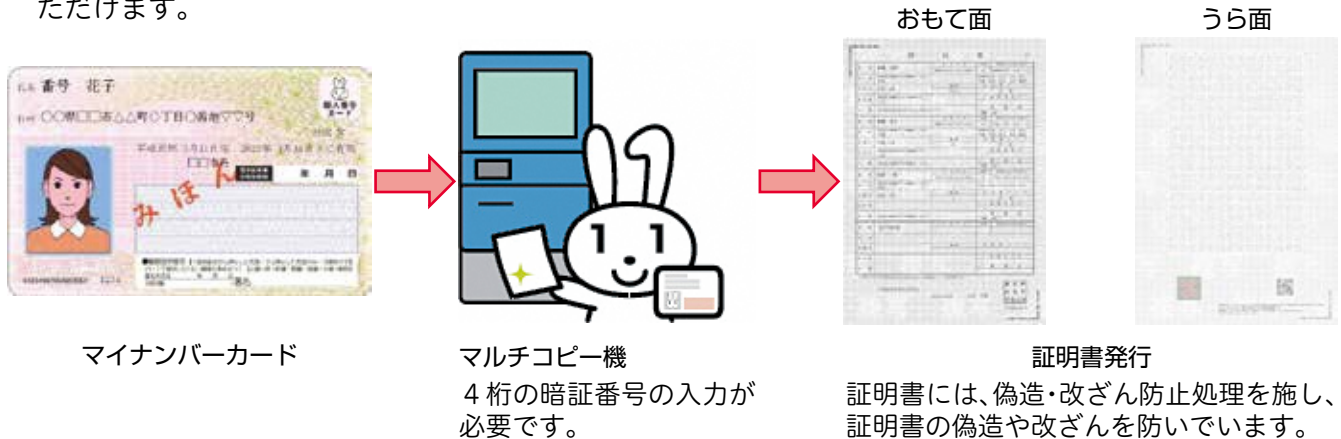
問 住民課 住民記録係（担当：真鍋、大澤、江島） ☎52-7412

利用できる方

- 上峰町に住所があり、利用者用電子証明書が設定されているマイナンバーカードをお持ちの方
- 上峰町に本籍があり、利用者用電子証明書が設定されているマイナンバーカードをお持ちの方
（戸籍及び附票のみ）

利用方法

コンビニに設置してあるマルチコピー機の案内に従いタッチするだけ。どなたでも簡単に操作していただけます。



マイナンバーカードで取得できる証明書

住民票の写し （マイナンバーおよび住民票コード記載の住民票の写しについては役場住民課で交付しております。）	1通 300円
印鑑証明書	1通 300円
戸籍の全部事項・個人事項証明書	1通 450円
戸籍の附票の写し	1通 300円

利用時間

6時30分～23時

※12月29日から1月3日および保守点検時にはご利用いただけません。

カードを申請された方は、確実な受け取りをお願いします。一定期間を過ぎると交付できない場合がございます。

マイナンバーカードを申請するには？

①郵送申請

個人番号交付申請書に必要事項を記載し、顔写真を貼り、封筒に入れて郵送

個人番号カード交付申請書（通知カードと一体印刷）に同封されている返信用封筒をご利用ください。個人番号カード交付申請書をお持ちでない方は、役場に備え付けております。封筒がない場合は、次の送付先へ送付していただくか、役場へご持参ください。

《送付先》〒219-8656 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター 宛

②インターネット申請

スマートフォンなどで顔写真を撮影し、マイナンバーカードのオンライン申請ページから申請

申請用WEBサイト

[ホームページアドレス] <https://net.kojinbango-card.go.jp>

または

※氏名や住所に変更がある場合には、申請書ID及びQRコードは使えませんので、ご注意ください。申請書ID等は役場住民課で再交付できます。

コンビニ交付サービスを一時停止します

問 住民課 住民記録係（担当：真鍋、大澤、江島） ☎52-7412

システムメンテナンスのため、コンビニでの証明書交付サービスが右記の期間利用できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

交付停止日時

6月7日（金）	18時～23時	6月22日（土）	終日
6月8日（土）	終日	6月23日（日）	終日
6月9日（日）	終日		

令和元年度予算、平成30年度下半期予算執行状況及び平成29年度財政健全化判断比率

町では、町民の皆さんに町政運営の状況をご理解いただくため、毎年2回財政状況の公表をしています。

今回は、令和元年度予算、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの予算の執行状況などについてお知らせします。

※図表の数値は四捨五入により一致しない場合があります。

上峰町の財政事情

令和元年度 予算のあらまし

令和元年度の一般会計予算の総額は、111億9047万円で、平成30年度予算総額115億5397万円に比べ、前年度比約96.9%となりました。

令和元年度予算 ①

■一般会計の予算概要

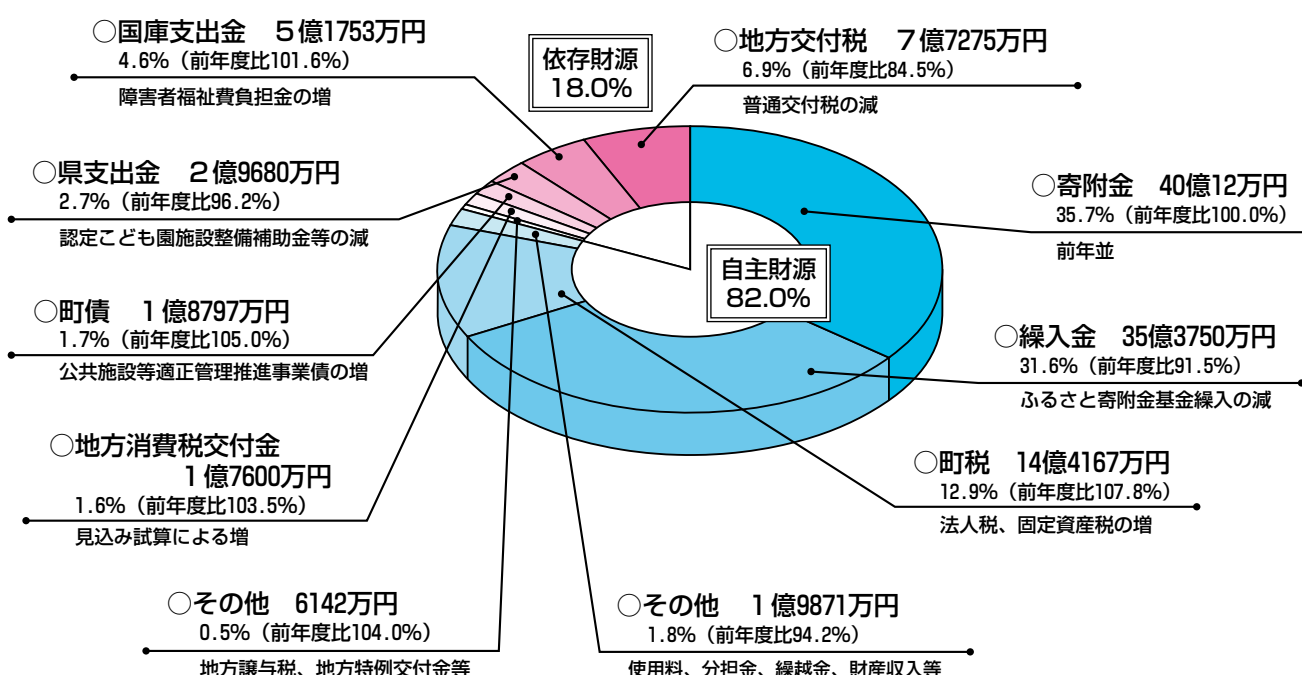
区 分		令和元年度	平成30年度	対前年度比
予 算 額		111億9047万円	115億5397万円	96.9%
主な歳入	寄附金	40億12万円	40億20万円	100.0%
	繰入金	35億3750万円	38億6470万円	91.5%
	町税	14億4167万円	13億3758万円	107.8%
	地方交付税	7 億7275万円	9 億1457万円	84.5%
	国庫支出金	5 億1753万円	5 億959万円	101.6%
	県支出金	2 億9680万円	3 億841万円	96.2%
	主な歳出	総務費	72億5562万円	77億2281万円
民生費		14億446万円	14億5484万円	96.5%
衛生費		4 億6757万円	5 億922万円	91.8%
公債費		3 億8437万円	4 億1506万円	92.6%
教育費		6 億5609万円	5 億5323万円	118.6%

令和元年度の一般会計予算は平成30年度と比較して、微減の予算規模となりました。

歳入では、地方交付税やふるさと寄附金基金からの繰入金が減額となっています。一方、法人税や固定資産税が増額となっています。

歳出では、小・中学校トイレ洋式化工事や、小学校北校舎空調設備更新工事などを予定する教育費が増額となる一方、衛生費をはじめ全般的に歳出額は減額となっています。

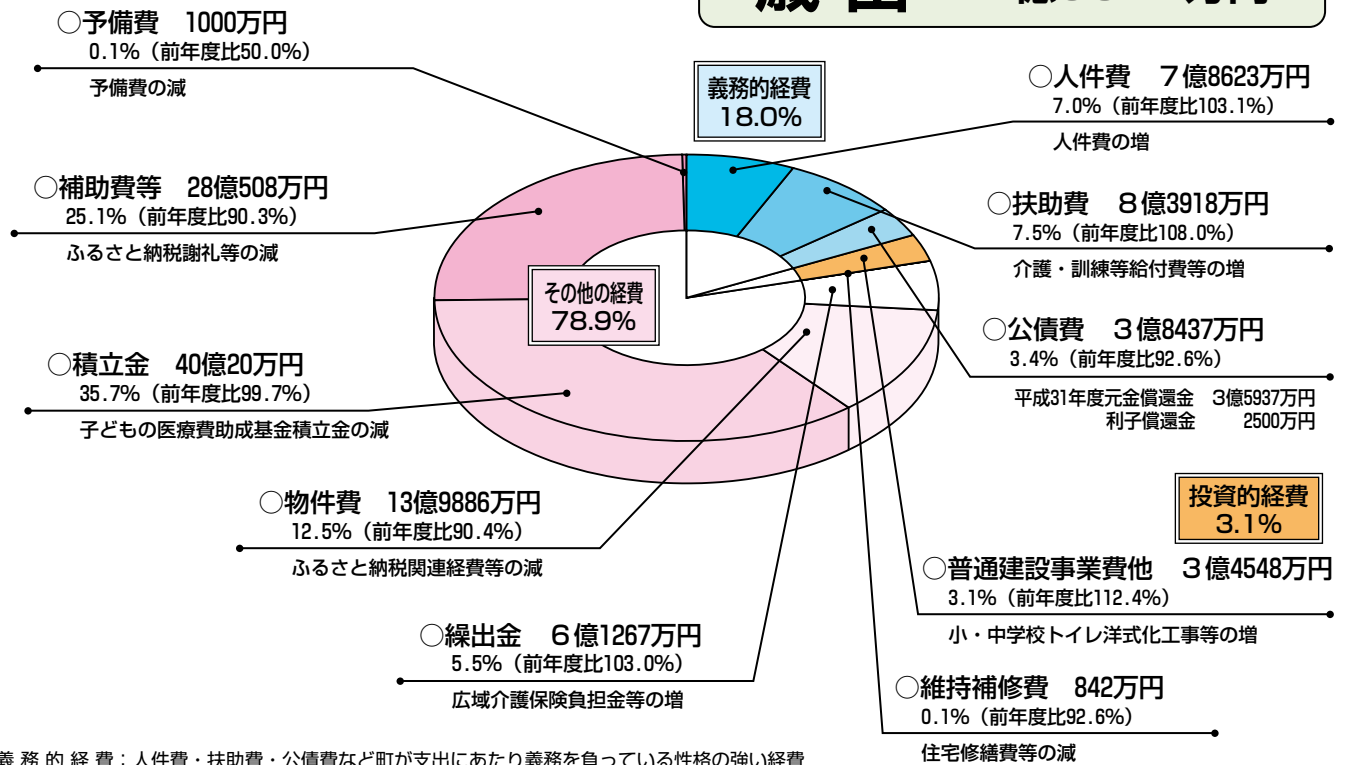
歳入 111億9047万円



自主財源：上峰町が自らの権限で確保（徴収）したことによって得られる財源

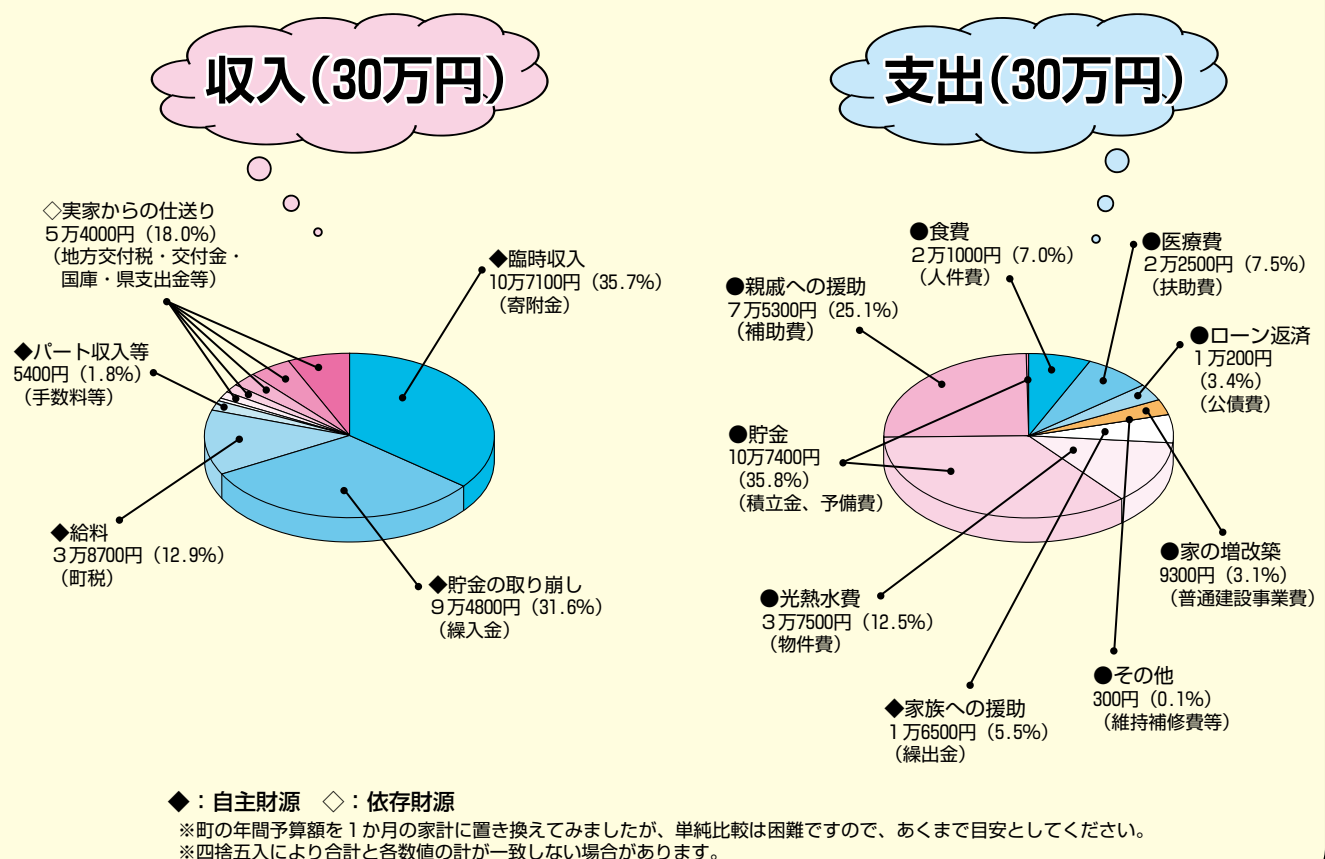
依存財源：国や県から決められた額を交付されることによって得られた財源及び割り当てられること等により得られた財源で上峰町の裁量が制限されている財源
※四捨五入により合計と各数値の計が一致しない場合があります。

歳出 111億9047万円



義務的経費：人件費・扶助費・公債費など町が支出にあたり義務を負っている性格の強い経費
 投資的経費：工事請負費や公有財産購入費など資本形成に向けられる経費
 その他の経費：物件費・維持補修費や特別会計繰出金・積立金など
 ※四捨五入により合計と各数値の計が一致しない場合があります。

■上峰町の今年度の一般会計予算を月30万円の収入がある家計に例えると…



町税負担の状況

税 目	令和元年度予算額 (円)	1世帯当たりの 負担額 (円)	1人当たりの 負担額 (円)
町民税 (法人税含)	615,500,000	169,653	64,048
固定資産税	728,553,000	200,814	75,812
軽自動車税	30,850,000	8,503	3,210
たばこ税	66,000,000	18,192	6,868
入湯税	768,000	212	80
合計	1,441,671,000	397,374	150,018

※世帯数3,628世帯、人口9,610人（平成31年3月31日現在）

町の財政は、町民の皆さまの直接・間接の負担によって賄われています。なかでも、町税は、財政運営上極めて重要な歳入であり、常に適正公正な賦課徴収に努めています。

令和元年度における町税の予算額は、14億4167万円を見込んでいます。単純に世帯数及び人口で割ると1人あたりの負担が左記のようになります。

※実際の税負担額とは異なります。

令和元年度の主な事業状況

令和元年度は、住民サービスの維持・拡充と財政健全化の両立の方針に沿って予算を編成しました。

以下の表に記した事業は、歳出額が大きな科目の30件です。

突出して予算額が大きいものはふるさと納税に関する経費となっています。寄附金を積み立てる「ふるさと寄附金基金積立金」に40億円、寄附者に対する「ふるさと納税謝礼」に20億6000万円、それ以外で予算額として大きいものは子育て関連や福祉関連経費として「特定教育・保育施設型給付費（保育所運営費）」、「介護・訓練等給付費」、「児童手当」の3件で合計7億796万円。一部事務組合などへの負担金として、「広域介護保険負担金」、「鳥栖三養基西部環境施設組合負担金」、「鳥栖三養基地区消防事務組合負担金」、「後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金」の4件で合計5億3369万円。その他にも特別会計への繰出金として「農業集落排水特別会計繰出金」の2億6421万円、起債の償還元金の3億5938万円となっています。

【令和元年度の主な事業等の状況】

ふるさと寄附金基金積立金	40億円	国民健康保険特別会計繰出金	6049万円
ふるさと納税謝礼	20億6000万円	町社会福祉協議会運営補助	5936万円
償還元金	3億5938万円	三神地区環境事務組合運営負担金	5257万円
特定教育・保育施設型給付費	3億2729万円	WEBマーケティング支援業務委託料	5088万円
農業集落排水特別会計繰出金	2億6421万円	子どもの医療費助成	5064万円
ふるさと納税ポータルサイト利用料	2億3368万円	小学校北校舎空調設備更新工事	5000万円
介護・訓練等給付費	2億1000万円	クレジット決済手数料	4351万円
ふるさと納税業務委託料	2億267万円	学校給食費補助金	4286万円
児童手当	1億7067万円	上峰町地域公共交通活性化協議会補助金	4066万円
広域介護保険負担金	1億5993万円	調査設計業務委託料	3730万円
鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金	1億3982万円	基幹系システムクラウドサービス利用料	3681万円
鳥栖三養基地区消防事務組合負担金	1億3599万円	小学校トイレ洋式化工事	3486万円
町道補修等工事	1億2880万円	塵芥収集業務委託料	3313万円
後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金	9795万円	議員報酬	3101万円
一般職給	8525万円	予防接種委託料	3097万円

基金の状況

基金名	平成27年度末現在高	平成28年度末現在高	平成29年度末現在高
財政調整基金	6億4336万円	5億5322万円	5億1985万円
減債基金	1億7634万円	2億2673万円	2億2713万円
【特定目的基金】	12億5115万円	17億7382万円	30億2411万円
①公共施設整備基金	1億1315万円	2億6340万円	3億1386万円
②地域福祉基金	1667万円	1670万円	1673万円
③まちづくり基金	300万円	319万円	340万円
④教育振興基金	80万円	—	—
⑤通学福祉バス運営基金	287万円	—	—
⑥子どもの医療の助成基金	1291万円	593万円	1487万円
⑦ふるさと寄附金基金	11億175万円	14億8460万円	26億7525万円
土地開発基金	1億4926万円	1億4926万円	1億4926万円
農業集落排水事業減債基金	2533万円	2001万円	1714万円
国民健康保険財政調整基金	7043万円	5055万円	5064万円
合 計	23億1587万円	27億7359万円	39億8813万円

財政調整基金は、経済の不況等により大幅な減収に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされる、このような予期しない収入減や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積み立てておくことが必要な基金です。

住民サービスの維持・拡充に努めながら財政健全化に取り組んでいます。

また、平成27年度よりふるさと寄附金基金が大幅に増加しています。

町債の状況

区 分		平成28年度末 現在高	増減額	平成29年度末 現在高
一般会計	一般公共事業債	833万円	△190万円	643万円
	一般単独事業債	4億4413万円	△9643万円	3億4770万円
	公営住宅建設事業債	4億490万円	△4530万円	3億5960万円
	義務教育施設整備事業債	1億74万円	△2730万円	7344万円
	災害復旧事業債	69万円	△23万円	46万円
	厚生福祉施設整備事業債	2億1010万円	△3204万円	1億7806万円
	減税補てん債	4796万円	△982万円	3814万円
	減収補てん債	1億146万円	△978万円	9168万円
	臨時財政対策債	22億9892万円	3511万円	23億3403万円
	その他	2177万円	△649万円	1528万円
小 計		36億3900万円	△1億9418万円	34億4482万円
特別会計	農業集落排水事業債	41億9595万円	△1億8640万円	40億955万円
合 計		78億3495万円	△3億8058万円	74億5437万円

本町は、安定的で健全な財政運営を行い、将来を担う世代に過度な負担を残さないために、平成26年に「上峰町健全な財政運営に関する条例」を県内で初めて制定しました。

この条例により、毎年度の地方債発行額に制限を設け、町債残高を確実に減らしてきました。

一般会計において、平成29年度の借入起債については、地方交付税の振替分としての臨時財政対策債のみ、1億8269万円を借り入れましたが、町債残高は減少しています。

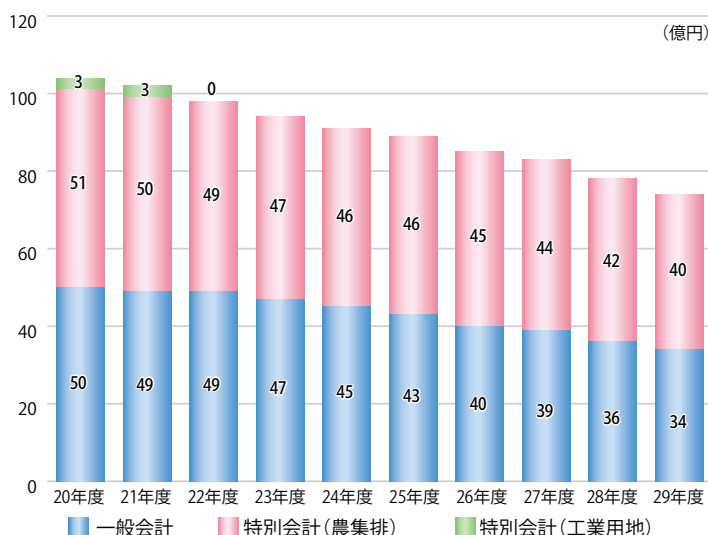
平成29年度の公債費償還4億1308万円のうち、元金として3億7686万円を償還しています。起債の償還が順調に進んでいることから、平成29年度より償還元金が4億円を下回りました。

公債費の歳出全体に占める割合は2.6%となっており、ふるさと納税に伴う経費が増加したことにより割合が減少しました。平成23年度が町債償還額のピークだったため、今後はゆるやかに減少していく見込みです。

農業集落排水事業特別会計の平成29年度の借入額は、資本費平準化債の1億2600万円となりました。

左のグラフは過去10年間の町債年度末現在高の推移です。町では財政健全化の推進のため、町債発行の抑制や低金利の町債借換などにより、将来負担の軽減を図っています。

町債 年度末現在高の過去10年間の推移表



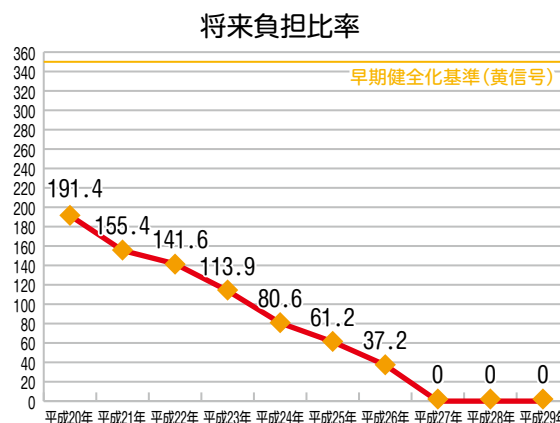
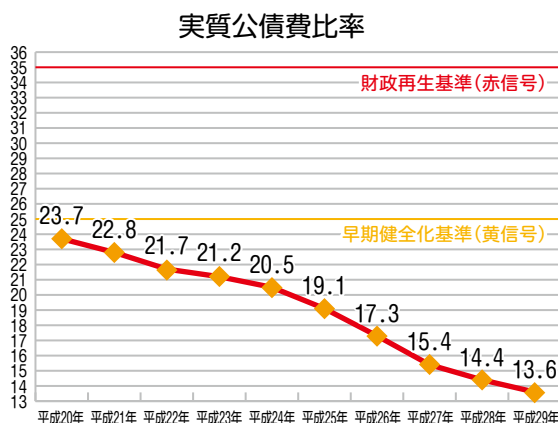
財政健全化判断比率の状況 ②

従来の財政指標は、単年度における主会計（一般会計）の収支状況に主眼が置かれていましたが、自治体全体の財政状況が健全な状態であるかどうかを判断するための次の4つの指標「健全化判断比率」が定められ、平成19年度決算から全国の自治体で公表しています。また、公営企業においても「経営健全化判断基準」が定められ、同様に公表しています。

これまでの指標では、信号に例えると**赤信号**と**青信号**しかなかったため、気付いた時には財政破綻ということもありました。しかし、この指標では、新たに**黄信号**を作り、早めに財政状況を改善することで、破綻を未然に防ぐことを目的としています。

上峰町の数値は**良好**に改善し、より健全性が**増**しています！

区 分		上峰町		早期健全化基準 (黄信号)	財政再生基準 (赤信号)
		平成29年度	平成28年度		
健全化判断比率	実質赤字比率	— ※黒字のため数値なし	— ※黒字のため数値なし	15.0%	20.0%
	連結赤字比率	— ※黒字のため数値なし	— ※黒字のため数値なし	20.0%	40.0%
	実質公債費比率	13.6%	14.4%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	—	—	350.0%	—
資金不足比率		— ※黒字のため数値なし	— ※黒字のため数値なし	経営健全化基準 20.0%	



実質公債費比率とは一般会計の公債費（借入金の返済額）に特別会計の公債費に充てるための繰出金などを加えた実質的な公債費が※標準財政規模に占める割合

将来負担比率とは一般会計等の実質的な将来負担額（一般会計等の借入金残高、特別会計の借入金残高のうち一般会計負担の見込み、土地開発公社などの関係団体への一般会計負担見込みなど）が標準財政規模に占める割合

※標準財政規模とは地方公共団体の標準的な一般財源を示すもので、当町では25億7064万円（平成29年度）となっています。

財政健全化比率以外の主な財政指標の状況

指 標	指標が表しているもの	数 値	県内順位
財政力指数 (29年度決算)	財政基盤の強さを表す指標で、標準的な財政需要を賄うのに必要な財源を、どれだけ自力で調達できるかを表す指標です。数値が大きいほど、財源に余裕があるとされており、数値が1を超えると普通交付税の交付を受けないことになります。	0.60	5位／ 20市町
経常収支比率 (29年度決算)	財政構造の弾力性（ゆとり）を判断する指標で、経常的な経費（人件費、扶助費、公債費、物件費等）が経常的な収入（町税、普通交付税などの毎年収入される性質の収入）に占める割合で、比率が小さいほど臨時的財政需要に対して余裕があります。	89.2	5位／ 20市町
自主財源比率 (28年度決算)	自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入できる財源で、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあり、自主財源が全体の歳入に占める割合を、自主財源比率と言います。 この比率が高くなるほど、行政の自主性や安定性を確保することができます。	81.3	1位／ 20市町

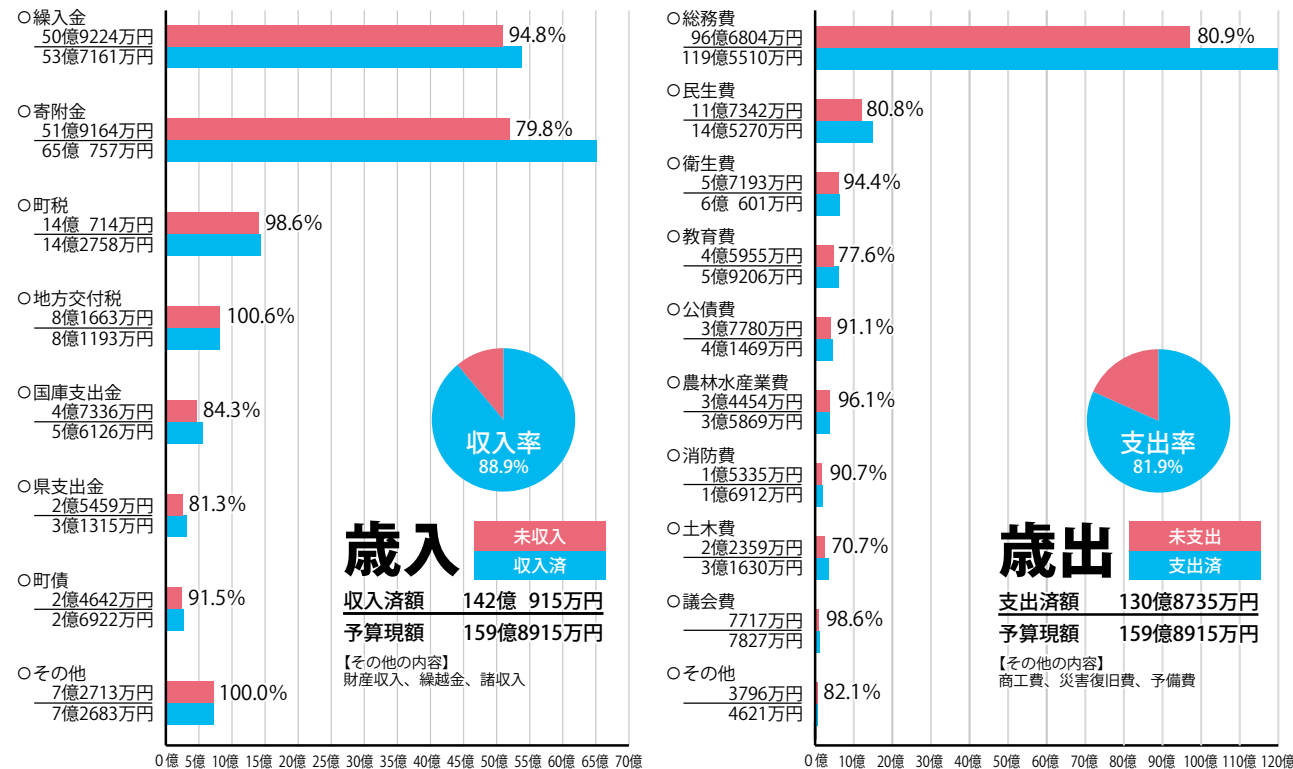
平成30年度下半期執行状況 (平成30年10月1日から平成31年3月31日)

3

平成30年度の予算執行にあたっては、限られた財源を最大限に生かすよう努めるとともに、歳入予算の早期確保と歳出予算の計画的かつ効率的な執行に努めています。

一般会計

平成31年3月31日現在における一般会計の歳入歳出予算の執行状況は、予算現額に対する収入済額の割合が88.9%、支出済額の割合が81.9%とともに順調に執行されています。歳出において3月31日現在で執行が100%に達していないのは出納整理期間（5月31日）までに執行が行われるためです。



※四捨五入により合計と各数値の計が一致しない場合があります。

特別会計

平成31年3月31日現在における各種特別会計の歳入歳出予算の執行状況です。

会 計 名	予算額 (A)	収入済額 (B)	執行率 (B) / (A)	支出済額 (C)	執行率 (C) / (A)
国民健康保険特別会計	10億6570万円	10億6037万円	99.5%	9億3092万円	87.4%
後期高齢者医療特別会計	1億530万円	1億221万円	97.1%	9277万円	88.1%
土地取得特別会計	172万円	173万円	100.6%	0円	0.0%
農業集落排水特別会計	6億327万円	5億8304万円	96.6%	5億7480万円	95.3%
合 計	17億7599万円	17億4735万円	98.4%	15億9849万円	90.0%

特別会計は、特定の事業を行う場合、特定の収入を持って特定の支出に充て、一般会計から分離して別に経理を行う会計です。

6・7月の健康づくり

健康福祉課 健康増進係（担当：松永、廣瀬） ☎52-7413

子どもの 健診・相談

場所
町民センター

健診・相談項目	対象者	健診日	受付時間
2か月児相談	実施月に 2か月になる児	6月26日（水）	9時30分 ～ 10時
		H31年4月生	
		7月24日（水）	
		R元年5月生	
乳児健診	実施月に 4か月になる児	6月26日（水）	13時 ～ 13時30分
		H31年2月生	
		7月24日（水）	
	実施月に 10か月になる児	H31年3月生	
		6月26日（水）	
		H30年8月生	
1歳6か月児 健診	1歳6か月～ 1歳8か月	7月24日（水）	13時～ 13時30分
		H30年9月生	
2歳児相談	2歳6か月～ 2歳8か月	6月12日（水）	9時30分～ 10時
		H29年10月生、11月生	
3歳児健診	3歳6か月～ 3歳9か月	6月7日（金）	13時～ 13時30分
		H28年10月生、11月生	
		7月11日（木）	
		H27年10月生、11月生	

子どもの 相談・サークル

✿育児相談（予約制）✿

～毎月1回、育児相談を行っています～

日 程 6月3日（月）

7月1日（月）

時 間 10時～11時30分

場 所 役場1階 健康相談室

内 容

身体測定、離乳食や子どもさんの
栄養相談、育児の悩みなど

※希望される方は、事前に健康福祉課
（保健師）にご連絡ください。

✿育児サークル子育てらんど✿

日 程

6月6日（木）、13日（木）、20日（木）、
27日（木）

7月4日（木）、11日（木）、25日（木）

時 間 受付：10時～10時30分

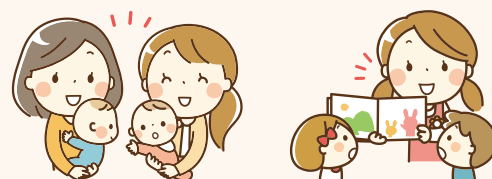
開始：10時30分

場 所 おたっしや館

対 象 就園前の子どもさん

内 容 歌遊び、季節の行事など

※予約は不要です。入館料は無料です。



6月 日曜・祭日在宅医

	医院名	市町名	電話		医院名	市町名	電話
2日（日）	大島病院	みやき町	0942-89-2600	23日（日）	光風会病院	みやき町	0942-89-2800
9日（日）	うえきクリニック	上峰町	0952-51-1881	30日（日）	まなこ耳鼻咽喉科 クリニック	みやき町	0942-89-1733
16日（日）	東佐賀病院	みやき町	0942-94-2048				

診療時間は9時～17時まで。必ず医療機関に確認の
うえ、受診してください。

女性のがん検診のご案内

健康福祉課 健康増進係（担当：松永、廣瀬） ☎52-7413

（集団検診） 乳がん検診は予約が必要です！（1日55名まで）

検診項目	対象年齢	日 程	受付時間	会 場	料 金
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	7月17日（水） 7月18日（木）	13時30分 ～ 15時	おたっしゃ館	<u>無 料</u>
乳がん検診	40歳以上の女性				
骨粗鬆症検診	40歳以上 <u>70歳以下</u>				

（医療機関での個別検診）

検診項目	対象年齢	料 金	指定医療機関
子宮がん検診	20歳以上の女性	（子宮頸部のみ）1,700円	佐賀県内の指定の産婦人科
		（子宮頸部と体部）2,500円	
乳がん検診	40歳以上の女性	（40歳代の方）1,500円	如水会 今村病院 （鳥栖市：☎0942-84-1238）
		（50歳以上の方）1,000円	

* 個別検診の注意事項 *

- ①事前に医療機関へご予約ください。
- ②無料クーポンをお持ちの方は無料です。ただし、子宮がんの頸部（クーポン）と体部の場合は800円が必要です。
- ③生活保護世帯、町民税非課税世帯の方は、無料です。ただし、証明書が必要となりますので、事前に健康福祉課で手続きをお願いします。（印鑑をお持ちください。）

子どもの医療費助成制度～18歳までの子どもの医療費を助成しています～

健康福祉課 子育て支援係（担当：岡田） ☎52-7412

18歳までのお子さんに「子どもの医療費受給資格証」（オレンジ色）を発行しています。
お子様の資格証をお持ちでない保護者様は役場住民課までお越しください。

概要	助成範囲	助成方法・負担額 （1か月1医療機関当たり）
	県内	医療機関に保険証と資格証を提示し、 【通院】上限500円/回×2回まで （窓口での請求額が500円に満たない場合は、その額で1回とみなす） 【入院】上限1,000円を支払う 【調剤薬局】無料 ※未就学児については、県外の指定保険医療機関等でも使用可能
	県外	医療機関に支払い後、町へ申請して払い戻しを受ける （県内と同じ保護者負担額を控除）（申請書は役場住民課に用意）

【ご注意ください！】

1. 保険適用外診療分は助成の対象外です。（例）予防接種、入院時食事療養費、差額ベッド代等
2. 学校等のケガでスポーツ振興センターに申請される場合は、申請できません。
3. 高額療養費該当分は、先に加入している健康保険で受給の手続きをしてください。
4. 補装具代を支払ったときは、医師の証明書・領収書の原本・健康保険の支給決定通知書を添えて申請手続きを行ってください。
5. 町外より転入して来られた方は、住民基本台帳上の転入日以降が助成対象期間となります。
6. 整骨院・接骨院等では資格証をお使いになれません。申請書に医療機関の証明をもらい、領収書の原本を添付して申請手続きを行ってください。（申請書は役場住民課に用意）

※小・中・高校生の助成は、特定防衛施設周辺整備交付金の補助並びに上峰町の子育て支援の財源により実施されています。

※資格証の有効期限は「平成」表記のままお使いになれます。

後期高齢者医療制度にご加入の皆様へお知らせ

平成31(2019)年度の保険料から軽減制度が大きく変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から保険料の軽減制度が見直されます。

1. 均等割軽減の5割・2割軽減の減額基準の見直し（対象者の拡充）

世帯内の被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減は「28万円」に、2割軽減は「51万円」にそれぞれ引き上げます。これにより、それぞれの軽減該当条件が拡大します。

○5割軽減

変更前	基礎控除(33万円)+27.5万円×被保険者数 以下の世帯
変更後	基礎控除(33万円)+28万円×被保険者数 以下の世帯

○2割軽減

変更前	基礎控除(33万円)+50万円×被保険者数 以下の世帯
変更後	基礎控除(33万円)+51万円×被保険者数 以下の世帯

2. 元被扶養者の均等割軽減特例の段階的見直し

後期高齢者医療制度発足当時の激変緩和措置として行われてきた、後期高齢者医療保険の資格取得前に被用者保険(市町村国民健康保険・国保組合を除く)の被扶養者であった方の均等割軽減特例は平成29年度から段階的に見直しを行ってきました。

平成31年度以降、均等割軽減は「資格取得後2年間(24か月間)に限り5割軽減」となります。

なお、所得割額は引き続きかかりません。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
均等割	9割軽減	7割軽減	5割軽減	5割軽減
所得割	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし

(資格取得後2年間)

3. 均等割軽減特例（9割・8.5割軽減）の段階的廃止

後期高齢者医療制度発足時より、本来7割軽減対象の方について特例として軽減が上乘せされてきましたが、本年度から段階的に見直しを行います。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)		均等割の軽減割合			
		本来の軽減	31年度 (2019年度)	2020年度	2021年度
平成30年度における8.5割軽減の区分 基礎控除（33万円）以下		7 割	8.5割	7.75割	7 割
	平成30年度における 9 割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		8 割	7 割	
基礎控除（33万円）+28万円×被保険者数		5 割	5 割		
基礎控除（33万円）+51万円×被保険者数		2 割	2 割		

※9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績等に応じて異なります。)

8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り8.5割軽減を据え置くこととします。

75歳以上(※)で医療保険料の均等割9割軽減の皆様へ

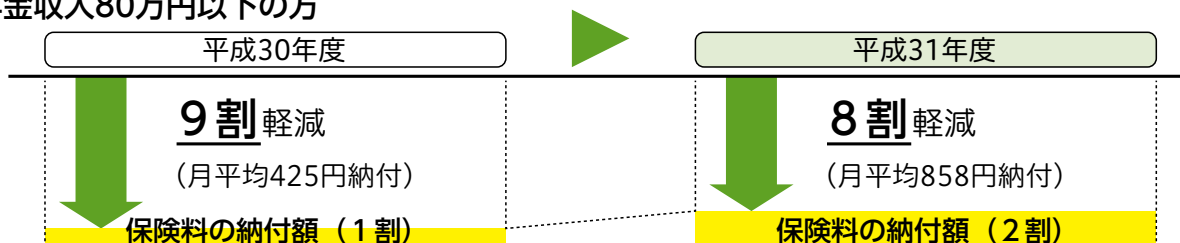
(※)65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象となります。

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた方は、本年度、8割軽減に変わります。

介護保険料については、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。

所得の低い年金受給者の方は、本年10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。

例 年金収入80万円以下の方



▷医療保険料を年金からの天引き（特別徴収）で納めている場合、天引き額への影響は10月からです。

▷介護保険料軽減は6か月分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外となります。

▷年金生活者支援給付金の場合、以下の支給要件をすべて満たす必要があります。

- ・65歳以上で老齢基礎年金を受給している
- ・世帯全員の市町村民税が非課税である
- ・前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である



〈問合せ先〉

- 後期高齢者医療制度について
上峰町健康福祉課保険年金係（担当：川原）
☎52-7413
- もしくは
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476
- 介護保険について
鳥栖地区広域市町村圏組合 ☎0942-85-3637
- 年金生活者支援給付金について
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

年金相談の予約について

年金の請求・相談は、事前の予約をいただきますと、待ち時間がなく相談できますので、是非ともご利用ください。

予約連絡先

佐賀年金事務所・お客様相談室

☎31-4192

(自動音声の流れましたら1と2の番号を押してください)



上峰町で実施している子育て支援事業をご案内します

問 住民課 子育て支援係（担当：江頭） ☎52-7412

一時預かり事業

【事業内容】

保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により家庭での保育が困難になった場合に、児童を一時的にお預かりします。

上峰町内に住所のある1歳児から就学前までのお子様を対象となります。

【実施場所】

認定こども園かみね幼稚園
上峰町大字坊所710番地

【利用について】

かみね幼稚園への電話予約、利用申込書の提出が必要です。

利用料金及び利用時間につきましては、かみね幼稚園へお尋ねください。

【問合せ先】

利用に関すること

認定こども園かみね幼稚園

☎52-5073

制度に関すること

住民課 子育て支援係

☎52-7412

児童短期入所生活援助

（ショートステイ）事業

【事業内容】

保護者が病気や出産などの理由により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設でお預かりします。

委託契約を行っている施設をご案内します。

【委託先】

・児童養護施設 洗心寮
（基山町）

・児童養護施設 聖華園
（佐賀市金立）

【利用について】

・概ね1歳半以上
・原則7日以内

・利用料金が発生します。

利用の方法等、詳しくは住民課子育て支援係までお尋ねください。



児童手当・特例給付受給者の方へ 現況届を忘れずに！

問 住民課 子育て支援係（担当：岡田） ☎52-7412

児童手当・特例給付を受給している方は、6月中に、前年度の所得などを確認するための「現況届」を提出する必要があります。対象者には、町から6月上旬以降順次通知文を送付しております。

この届け出がないと所得制限の該当状況などが確認できませんので、6月分以降の手当が受け取れなくなる場合があります。必ず期限内に手続きを完了してください。

★公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

対象者

中学校卒業前までの児童を養育している方（通知文を送付します）

受付日

6月3日から28日まで

必要なもの

①印鑑

（認印可、シャチハタ不可）

②受給者（口座の名義人）の健康保険証の写し、又は年金加入の証明ができるもの

※国民健康保険証をお持ちの方は不要です

※平成31年1月2日以降に上峰町へ転入された方は、個人番号を使用し、平成31年1月1日の住所地に平成30年分の所得を確認させていただきます。

③通知文

《児童手当の趣旨にご理解をお願いします》

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給するものです。

児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

児童の健やかな育ちのために、児童の将来を考え、有効に用いていただきますようお願いいたします。

上峰町人事行政の運営等の状況を報告します

上峰町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により次のとおり概要を報告します。

平成29年度 人件費の状況

(平成29年度一般会計決算)

人 口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B / A)
9,592人	15,866,219千円	318,317千円	675,282千円	4.26%

※人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、及び退職手当組合負担金などが含まれます。

平成30年度 職員給与費の状況

(平成30年度一般会計予算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの給与費 (B / A)
	給 料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 (B)	
90人	303,031千円	37,385千円	114,365千円	454,781千円	5,053千円

※1. 職員数は一般会計の予算上の人数です。

※2. 当該年度当初の予算計上額です。

※3. 職員手当には、児童手当・退職手当は含みません。

職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
上峰町	273,835円	307,496円	38.8歳	337,875円	348,486円	54.3歳
佐賀県	326,844円	394,579円	42.4歳	324,521円	365,987円	54.2歳

特別職の報酬等の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額	区 分	給 料 月 額
町 長	709,000円	議 長	329,000円
副 町 長	589,000円	副 議 長	266,000円
教 育 長	500,000円	委 員 長	253,000円
		議 員	246,000円

職員数の推移と状況

(単位：人)

部 門	職 員 数											対H20 増減
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
一 般 行 政	52	53	51	52	52	50	51	53	54	59	65	13
教 育	20	17	15	14	13	13	16	14	13	16	16	▲4
公営企業等	6	6	6	5	5	5	5	5	6	6	7	1
合 計	78	76	72	71	70	68	72	72	73	81	88	10

※集中改革プランは平成22年度をもって終了しましたが、集中改革プラン実行前（H20年度）と対比しています。

緊急地震速報訓練について

☎総務課（担当：片山） ☎52-2181

- 標題のとおり、当町は6月18日（火）に左記のとおり訓練を実施します。
- 当日は、防災行政無線から訓練報が放送されますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。
1. 訓練日時
6月18日（火）午前10時頃
 2. 放送内容
「上り4音チャイム」
こちらは、上峰町役場です。
ただ今から訓練放送を行います。
〔緊急地震速報チャイム音＋緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは、訓練放送です。〕
×3回
こちらは、上峰町役場です。
これで訓練放送を終わります。
下り4音チャイム」

洪水情報が緊急速報メールで配信！

☎総務課 ☎52-2181
国土交通省筑後川河川事務所
☎0942-33-9131



スマホ版 川の防災情報



瀨ノ下水位観測所

パソコンから
<http://www.river.go.jp/>

国が管理する筑後川で、氾濫の危険が高まった時、緊急速報メールが自動で発信されます。メールを着信したら、雨の降り方や筑後川の今の水位を「川の防災情報」で確認し、適切な行動をとりましょう。

「2019年度巡回ラジオ体操・みんなの体操会」開催のお知らせ

☎生涯学習課 生涯スポーツ係（担当：松田） ☎52-2181

夏休みに全国各地からラジオで放送されている巡回ラジオ体操が、今年は上峰町で開催されます。

上峰町から全国にラジオ体操を届けます。是非ご参加ください！

日程 7月23日（火）

場所 晴天時
：上峰小学校グラウンド
雨天時
：上峰小学校体育館



役場では「クールビズ」を実施します

役場では、5月7日（火）から10月31日（木）までの間、地球環境保護、冷房にかかる経費の節減を目的として、職員が軽装（ノーネクタイ、ノー上着）で勤務を行うとともに、庁舎の冷房温度を28度に設定します。

町民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

役場への来庁の際は、ぜひ軽装でお越しください。

有料広告

相続手続（家や田や畑が亡くなった方の名義になっている）
遺言書（死んだら、家や土地の名義はどうなるだろう）

その他 建設業許可・産業廃棄物・内容証明・車庫証明等

ゆずりは しげみ
行政書士 杠 繁美 日本行政書士会登録番号 05410974

〒842-0121 神崎市神崎町志波屋3627
TEL 0952-53-1747 携帯 090-8836-5630
ホームページ [ゆずりは 神崎](#) [検索](#)

■ 行政書士には守秘義務があります、お気軽にご連絡ください。■

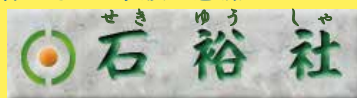
有料広告

法、戒名墓石彫刻

※墓所が上峰町周辺。
※立地条件によって金額が異なります。
通常 20,000 円を **税込 18,000 円**

御本尊 ご先祖様 そして家族に感謝

墓石



吉野ヶ里町田手 1817-12 TEL・FAX 0952-52-2210

WEB [石裕社](#) [検索](#)

敷地内の樹木・雑草の管理をお願いします！

問 住民課 環境係（担当：本石、江崎） ☎52-7412



皆さんの所有地から道路・歩道・隣家等に、雑草や樹木の枝が張り出していないか？
私有地に生えている樹木等は土地所有者の方の管理物であり、それらの樹木が原因で怪我や物品の損害が発生した場合は、土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。近年、町内でも通行上の危険や隣家に迷惑がかかっているなど、各地区から伐採依頼の要望が増えてきています。問題になる前に、定期的に私有地管理の協力をお願いします。

生ごみ処理機器購入費用の一部を補助します

問 住民課 環境係（担当：本石、江崎） ☎52-7412

上峰町ではごみ減量への取り組みの一つとして生ごみ処理機器購入費用の一部を補助しています。生ごみ処理機を使用すると生ごみの量を減らせるだけでなく、たい肥として利用できたり、台所が衛生的になるメリットがあります。

補助金の額

- ① 生ごみコンポスト化容器
購入金額の1/2
上限 2,000円
- ② 電動生ごみ処理機
購入金額の1/2
上限 20,000円

生ごみを残さず
お台所はいつも清潔！

住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を補助します

問 住民課 環境係（担当：本石、江崎） ☎52-7412

上峰町では地球温暖化問題への取り組みの一つとして住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を補助しています。

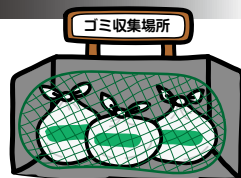
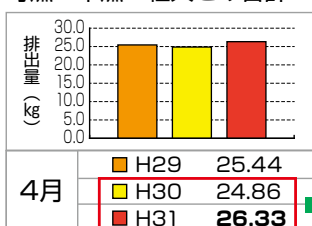
補助金の額

出力1kW当たり
20,000円とし、
上限80,000円

ごみ減量速報

1人当たりごみ排出量（月間）

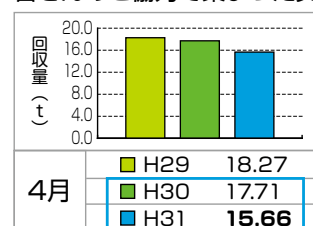
可燃・不燃・粗大ごみ合計



前年同月比
+ 1.47 kg

資源物の回収量（月間）

皆さんのご協力で集まった資源物



前年同月比
- 2.05 t

※施設で燃やすごみは、40%近く水分が含まれています。生ごみ等の水切りのご協力をお願いいたします。

6月の 小・中学校行事

小学校の行事

- 4日(火) 全校朝会
5日(水) 大雨対応避難訓練・地区別一斉下校
8日(土) 土曜開校日・授業参観
20日(木) ~21日(金) 宿泊訓練(5年生)

中学校の行事

- 14日(金) オープンスクール、県立私立高校説明会(3年生)
17日(月) 防煙教室(1年生)
16日(日) ~20日(木) 部活動中止
19日(水) ~21日(金) 期末テスト
21日(金) 薬物乱用防止教室、不審者対応避難誘導訓練
22日(土) ~23日(日) 通信陸上、県中総体(テニス)

引越しの際は、住所異動の手続を忘れずに！

問 住民課 住民記録係(担当：真鍋、大澤、江島) ☎52-7412

進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。
住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続をする必要があります。
下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続をしましょう。

転出・転入の手続は簡単です！

引っ越し前の市区町村

○転出前 転出届を提出し、転出証明書を受け取る

引っ越し後の市区町村

○転入した日から14日以内
転出証明書を添えて、転入届を提出

転入届の際には、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要です。これらのカードお持ちください。

分館対抗アジャタ大会の開催について

7月7日(日)に社会体育館にて、分館対抗アジャタ大会を開催します。

ぜひご参加ください。

参加をご希望の方は、各分館の分館長さんまでお問い合わせください。

日時

7月7日(日) 午前9時~

場所

体育センター

持参するもの

体育館シューズ

アジャタルール

《ルール》

「アジャタ」は定められた人数の選手が合計100個(アジャタボール×99個、アンカーボール×1個)のボールをバスケットに入れるまでの時間を競うタイムトライアルスポーツです。

①出場選手は**選手6名・補欠4名**までとし、**必ず女性2名以上出場。**

②スタートはフライング防止のため後ろ向きからとなります。(号砲でスタート)

③アジャタボールを先に入れ、アンカーボールは一番最後に入れます。(先に入れると失格)

④100個のボール全部入っていないと失格。

⑤棒などの道具や肩車などの投球は失格。

⑥ボールがバスケットにかかっている場合セーフ。バスケットにかかっているボールをアンカーボールで落としてもセーフ。

⑦選手以外の方がアジャタボールに触れると失格となります。



放課後子ども教室 土曜子どものひろばについて

☎ 上峰町教育委員会 生涯学習係 ☎52-3833

今年から、年間を通しての申込制とし、保険料800円をいただくことになりました。詳細は、小学校を通してチラシを配布いたします。不明な点は、教育委員会生涯学習係にお問い合わせください。

【対象者】 小学1～6年生

楽しさいっぱい
ともだちを
さそって来てね



▲和太鼓



▲パステルアート

教室名	場 所	日 程
和太鼓 10時～12時 (定員20名)	町民センター	6月22日、7月13日、 8月10日、8月24日、 9月 7日、9月21日、 10月 5日、10月19日、 11月 9日、12月14日、 1月 4日、1月18日 計14回
パステル アート 10時～12時 (定員15名)		

俳句

枇杷の実の熟れしを見張る鳥かな

井手口 鶴田ふさ子

我夫と来世夢見し五月晴

坊 所 稲益志津子

新緑に日の丸映ゆる皇居かな

郡 境 小出 満

麦笛を吹いてなごむや初節句

江 迎 吉田 茂

鯉のぼり鳧の波を翔け登る

江 越 江越 幸

桜島妻の頬触る遠き夏

坊 所 稲益 正清

短歌

向い家の屋根の形のおぼろなる

四月半ばの霧深き朝

下津毛 野口ヒデ子

五月来て男子の節句にぎにぎし

青空一面鯉のぼり満ち

坊 所 稲益志津子

五月来て鯉も青空うめつくし

夏の訪れ心して待ち

坊 所 稲益 正清

万葉より生れしと言う「令和」なり

いざや更にぞ盛りあれかし

江 迎 吉田 茂

鯉のぼりはためく初夏の青い空

豊かに泳ぐ真鯉の勇姿

江 越 江越 幸

令和元年 第72回県民スポーツ大会出場種目 選手募集

問合せ先 上峰町教育委員会 生涯スポーツ係 ☎52-3833

開催日程 10月19日(土)～20日(日)

開催地 鳥栖市・神崎市・みやき町・基山町・上峰町・吉野ヶ里町

参加資格 18歳以上で町内在住もしくは上峰町内企業・事業所勤務者

※練習場所:上峰町体育施設 強化練習期間:7月～10月(週1～2回 練習時間 19時～22時(予定))

ソフトボール

◎一般女子

明るく・楽しくをモットーに、時には厳しく(^ω^)...

メンバーは18歳以上の未婚・子育て真っ最中のママ達
が和気あいあい、たまには子供同伴でバーベキューを
したり、楽しいチームですここ2年、メンバーが少なくなり(現在13名)1回戦
敗退が続いていますが今年、上峰が開催地なので、3
年振りの優勝(町の部)を目指し新戦力募集中!学生時代にソフトボール・野球の経験者・スポーツ好
きの方々、運動不足解消に良い汗を流しませんか?少し
でも興味がありましたら是非お問い合わせください。

練習期間

7月2日～10月18日

毎週 火曜日・土曜日

練習時間

19時30分～21時30分

練習場所

中央公園広場

チーム代表者 碓 華里奈 ☎090-2391-6864



◎一般男子 Aチーム

年齢制限 満40歳未満

◎一般男子 Bチーム

年齢制限 40歳以上

働き盛りのおじさん達のチームでメンバー不足で悩ん
でいます。野球経験・ソフトボール経験者の方々、オー
ル上峰町代表チームとして一緒に戦いましょう。ソフトボールの好きな方、興味のある方ぜひご連絡く
ださい。お待ちしております。

練習期間・時間 7月～10月18日

週2回 19時30分～21時30分(予定)

チーム代表者 坂本 ☎090-3014-4408

ソフトテニス(一般男・女)

テニス仲間を探しています。学生時代の経験者・社会人・
趣味でソフトテニスの経験のある方、一緒に練習しません
か。現メンバーの高齢化が目立ち特に若手の経験者大歓迎。

練習日時

毎週土・日 13時～17時

毎週火・水 10時～16時

強化練習 7月～10月 週2回(予定)

練習場所 上峰体育センターテニスコート

チーム代表者 チーム事務局 藤家 ☎090-4538-8872



テニス(一般男・女)

テニス仲間を探しています。学生時代の経験者・社会人・
趣味で硬式テニスの経験のある方、一緒に練習しませんか。
今年こそ『県民スポーツ大会 初戦突破』が目標です。経験者の皆さん!是非ご連絡
ください。お待ちしております。

強化練習日時

7月 毎週日曜日

9時30分～12時(予定)

8月～10月の毎週水曜日

19時～21時30分(予定)

練習場所 上峰体育センターテニスコート

チーム代表者 チーム事務局 松尾 ☎090-7390-4780



バスケットボール

毎年、県民体育大会に出場しているチームです。20歳～
40歳前後の男性中心のメンバーですが、男性に混じっても
大丈夫という方があれば女子も大歓迎(女子プレイヤーも
増やしたいので奮ってのご参加を)。おっちゃん
に混じって楽しくバスケができる方なら学生の方も大歓迎。
とにかくバスケの好きな方待っています。尚、毎週金曜日の20時～22時まで練習を行っ
ていますので、いつでも覗いてください。

練習日時 詳細はチーム代表者にお問い合わせください。

練習場所 上峰中学校体育館

チーム代表者 バスケットボール部代表者 原 和也

☎090-7920-6360



バレーボール

◎一般女子

今年こそ『県民スポーツ大会優勝』を目指し日頃より練
習に励んでいます。若手の新戦力を募集中です。学生時代
にバレーボールをやっていた方、ママさんバレーをやった
ことがある方、初心者だけどバレーボールを
やってみたいと思っている方、どなたでも大
歓迎です!ご連絡お待ちしております!

◎一般男子

初めまして、ここ2年メンバー不足の為、県民スポーツ
大会に出場できていません。学生時代の経験者の方、興
味のある方、是非一度ご連絡ください。宜しくお願いします。

チーム代表者 上峰バレーボール協会 矢動丸 栄二

☎090-3883-8995



令和元年度上峰町文化協会役員

今年度の文化協会の役員が決まりました。

役 職	氏 名
会 長	重松 規昌
副 会 長	大坪 暉明
	石丸 逸子
理 事 長	坂井 民雄
事 務 局 長	坂井 民雄(兼)
事 務 局 会 計	八谷 禮子
監 事	吉松 裕子

役 職	氏 名
監 事	小串みどり
常 任 理 事	高橋 小浪
	黒田衣美子
	鶴田 千重
	佐野 正利
	松本 信之
	江頭 欣宏

みんなの表彰 Commendation

防衛大臣感謝状贈呈

防衛と自衛隊任務の重要性を深く認識し、永年にわたって防衛施設の安定使用と防衛基盤育成へ貢献したとして、武広勇平町長へ、防衛大臣から感謝状が贈呈されました。



総務大臣感謝状贈呈式が執り行われました

4月22日、永年上峰町の行政相談委員を務められた倉本信幸氏の御功績が認められ、総務大臣感謝状贈呈式が執り行われました。

行政相談委員とは、行政相談委員法に基づき、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っています。

倉本氏は、平成13年4月～31年3月までの18年間で、行政相談委員として御活動されました。深く感謝申し上げます。



▲倉本氏

▲総務省佐賀行政監視
行政相談センター所長